

切れ目のない「平和安全法制」に関するQ & A

平成27年5月15日

自由民主党安全保障法制整備推進本部

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。我が国の平和と安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要です。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることができます。今回、閣議決定された平和安全法制（※）について、国会で審議が行われます。

※平和安全法制は、①国際平和支援法（新法）、②平和安全法制整備法（自衛隊法、周辺事態安全確保法、国際平和協力法（PKO法）等の法律の一部改正を束ねたもの）で構成。

【全 般】

問1 なぜ、今、平和安全法制の整備が必要なのですか？

答1 国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要です。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからです。

また、これまでも、周辺事態法やPKO法等を含めた現在の法律について様々な議論があり、その改善方法等について検討が進められてきました。

今回の平和安全法制は、そのための切れ目のない法制を作るためのものです。

問2 我が国を取り巻く安全保障環境の変化とは、具体的にどのようなものですか？

答2 我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。東アジア、中東、ヨーロッパで様々な不安定要因が現実のものとなっています。

具体的には、パワーバランスの変化があり、中国の急速な台頭と米国の影響力の相対的な変化が見られ、特に中国の対外姿勢と軍事動向等は我が国を含む国際社会の懸念事項となっています。また、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の軍事技術が高度化・拡散し、北朝鮮は日本が射程に入る様々なミサイルを配備しており、核開発も行っています。さらに、技術革新の急速な進展もあり、国際テロの脅威や、海洋、宇宙、サイバー空間におけるリスクも深刻化しています。脅威が世界のどの地域においても発生し、我が国に直接的な影響を及ぼし得る状況になってきているのです。このような状況の中、日本の安全を守るためには、日本が国際社会の中で一層大きな役割を果たすとともに、日米同盟を強化し、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めなければなりません。

問3 今回の平和安全法制の全体像を簡単に教えて下さい。

答3 切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「我が国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになります。

具体的には、我が国の平和と安全を守るために、武力攻撃には至らないグレーゾーンの事態から我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応ができるようになります。

また、我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要です。これまで我が国に要請があっても、十分に対応できないといったことがありました。今後は、国際社会が協力して脅威に対応しようとするときに、我が国もその一員として、後方支援ができるようになります。

さらに、これまで20年以上の実績があるPKO活動を充実させ、有志国家で行うような国際的な平和協力活動にも参加できるようになり、内戦の後で国づくりに努力しているような国をさらに助けられるようになります。

問4 今回の平和安全法制で日米同盟はどのようなのですか？

答4 昨年7月1日の閣議決定に述べられているとおり、我が国及びアジア太平洋地域の平和と安全のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に防ぎ、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠です。

平和安全法制の整備は、新たに策定されたガイドラインと相まって、平素からの日米の防衛協力を強化し、我が国の安全だけでなく、アジア太平洋地域の平和と安定に資することにもなると考えます。また、今般の平和安全法制をめぐる日本の取組みについては、米国も支持、歓迎する旨をたびたび表明しています。

問5 なぜ、集団的自衛権の行使を認めることが必要なのですか？

答5 これまで政府は、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきました。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容していることを踏まえれば、今後、他国に対する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立と国民の命と平和な暮らしを脅かすことも現実起こりえます。そのとき、我が国の存立と国民の命と平和な暮らしを守るためには、一定の範囲で集団的自衛権の行使を認めることが必要です。

我が国が行使する集団的自衛権は、他国に対する武力攻撃をきっかけとするものではありませんが、我が国を防衛するための自衛の措置を目的とするものです。

問6 「積極的平和主義」とは何ですか？今回の法整備とはどういう関係ですか？

答6 「積極的平和主義」には、人道支援、保健分野での協力、ODA、軍縮・不拡散の推進、「法の支配」の強化、「人間の安全保障」の実現への取り組みなど、あらゆる外交努力が含まれます。今回の法整備に含まれているPKO活動などの国際的な平和協力活動も、「積極的平和主義」の一環です。

例えば、南スーダンでは、平和を創り出す日本のPKO活動と経済協力が相まって、国づくりの支援をしています。

このように、「積極的平和主義」とは、消極的ないわば「縮み志向」の平和主義ではなく、ODAをはじめとする外交努力や自衛隊による活動などを含め、世界の平和と安全を確保しつつ、自国の平和と安全を確保しようとする能動的な取り組みです。

この「積極的平和主義」は、米国はもとより、アセアン諸国、欧州、中東、アフリカ、中南米の圧倒的多数の諸国から、大きな支持を得ています。

問7 我が国は軍事的分野ではなく、非軍事的分野で国際社会に貢献することで、我が国の平和と安全を確保できるのではないですか？

答7 資金協力や物資援助等を含めた非軍事的分野での様々な貢献を行うことは当然のことであり、今後もしっかりと取り組んでいきます。他方、湾岸戦争をきっかけに、国際貢献・人的貢献の必要性が高まり、国際社会と共に我が国も20年以上にわたり自衛隊による貢献を積み重ねてきました。この場合に、我が国が行うのは「武力の行使」ではなく、「武力の行使と一体化」しない範囲での支援活動です。

このように、各国が国連決議の下で、一致団結して国際社会の平和と安全のために対応する時、我が国も国際社会の一員としての責任を果たし続けることが重要です。我が国だけがそのような責任を果たさないということは適切ではないと考えています。

問8 日本が「戦争をする国」になるのではないですか？

答8 日本を「戦争をする国」にはしません。そのためにも、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなる中で、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために、外交努力とともに憲法の範囲内で安全保障努力を行うことにより、紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結させるといったことを、これまで以上に重視していきます。

問9 今回の平和安全法制は「戦争立法」ではないのですか？

答9 日米安全保障条約を改定した時も、周辺事態安全確保法制定の時も、「戦争に巻き込まれる」といった大変な反対運動がありました。しかし、これらによって我が国の平和がより確固なものとなり、戦争に巻き込まれる可能性はより低くなりました。

今回の切れ目のない平和安全法制の整備により、我が国の安全保障をより盤石にするとともに、日米同盟をさらに強固にして抑止力を強め、必要な時には紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結させるといった活動に加わることにより、我が国の平和を守ることになると考えています。

問10 将来、徴兵制が採用され、子供や若者が戦場に駆り出されるのではないですか？

答10 全くありません。憲法18条は「何人も（中略）その意に反する苦役に服させられない」と定めており、徴兵制ができない根拠になっています。自衛隊は「志願制」であり、徴兵制が採用されるようなことはありません。

問11 集団的自衛権の行使を認めれば、他国の戦争に巻き込まれるのではないのですか？

答11 憲法上許されるのは、あくまで我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための自衛の措置だけです。もとより、外交努力による解決を最後まで重ねていく方針は、今後も揺らぎません。万が一の事態に備えて自衛の措置を十分にしておくことにより、かえって紛争が予防され、日本が戦争に巻き込まれるリスクは少なくなっています。

問12 今回の法整備で集団的自衛権を行使できるようになれば、米国からの要請を断れなくなるのではないのですか？

答12 平和安全法制の整備は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、我が国として主体的に取り組んでいるものです。我が国の存立と国民の命や平和な暮らしに関係のない集団的自衛権の行使の要請が、仮に米国からあったとしても、断るのは当然のことです。

問13 「議論を広く、丁寧に尽くしたうえで～」と言いますが、議論は尽くされておらず、国民の理解が得られないのではないのですか？

答13 平和安全法制をめぐる検討は、第1次安倍政権の時から有識者懇談会等を含め、足かけ9年にわたり具体的に行ってきました。また、国会では集中審議を含め政府の考え方を説明してきました。自民・公明両党の「安全保障法制整備に関する与党協議会」の開催も25回に及び、その都度、資料を公開して透明性の確保にも努めてきました。

自衛隊が活動できるようにするためには国内法が必要であり、立法の過程において、国会承認を含め具体的な手続きを定めることとなります。今後も国会審議を通じて多くの国民の意見を反映した広範な議論を行い、その中でさらに国民の理解を得ていきたいと考えています。

問14 今回の法制によって我が国は平和から遠ざかるのではないのですか？

答14 いかなる紛争も力ではなく、国際法に基づき外交的に解決を目指すべきは当然です。安倍総理は法の支配の重要性を、国際社会に対して繰り返し訴えてきました。その上での万が一の

備えが大事であり、この備えこそが万が一を起こさないようにする大きな抑止力となります。また、やむを得ない場合には、国際社会と連携して紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結させるなど、必要な行動をとることができるようにしておくことが、我が国の平和につながっていくものと考えます。

問 15 戦後日本の大前提である平和憲法が根底から破壊されるのではないですか？ 平和主義は変わるのですか？

答 15 先の大戦に対する痛切な反省を経て掲げられた憲法の平和主義の理念は、今もこれからも全く変わることはありません。その平和主義の理念の下で、これまでも我が国は時代の変化に対応しながら最善を尽くし、外交、安全保障政策の見直しを行ってきました。平和国家としての日本の歩みはこれからも決して変わりません。

問 16 集団的自衛権の行使容認は解釈改憲ではないのですか？

答 16 昨年7月の閣議決定で認めることとした「新三要件」に基づく「武力の行使」は、我が国を取り巻く安全保障環境の大きな変化を踏まえ、これまでの政府見解の基本的な論理の枠内で導いた合理的な当てはめの帰結であり、国と国民を守る自衛の措置であることには変わりはありません。解釈の再整理という意味で解釈の一部変更ではありますが、憲法解釈としての論理的整合性、法的安定性を維持しています。合理的な解釈の限界を超える「解釈改憲」ではありません。

問 17 本来であれば憲法改正によるべきであり、なぜ閣議決定で解釈変更をしたのですか？

答 17 我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化し、国民の生命と平和な暮らしを守り抜くための法整備が急務となっています。

今回の検討は、これまでの政府見解の基本的な論理の枠内で必要な体制を整えようとするものです。なお、憲法改正の是非は国民的な議論の深まりの中で判断されるべきものです。

問 18 「専守防衛」の変更になるのですか？

答 18 昨年7月1日の閣議決定においても、憲法第9条の下で許容されるのは、あくまでも、国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置としての「武力の行使」のみです。引き続き、「専守防衛」を堅持していくことには変わりはありません。

問 19 これまでは海外に自衛隊を派遣する場合、非戦闘地域への派遣に限られていましたが、今後は戦闘地域にまで自衛隊を出すのでしょうか？

答 19 自衛隊の海外での支援活動は、前線から距離が離れたところで実施する、いわゆる後方支援であり、戦闘行為が行われている現場では実施しないこととしています。自衛隊が支援活動を実施する場所、その近くで戦闘行為が行われるに至った場合はもちろんですが、戦闘行為が予測される場合も、現場の部隊長などの判断で、直ちに活動を休止・中断することとなっています。これは、自衛隊員の安全確保の観点からも当然の対応です。

問 20 自衛隊員が海外で人を殺し、殺されることになるのではないですか？

答 20 自衛隊員の任務は、これまでと同様、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというときに、我が国と国民を守ることです。

また、PKO活動や協力支援活動などその他に自衛隊が海外に派遣される目的は、国際社会の平和と安全のために行う人道復興支援や協力支援等であり、人に危害を加えることを前提とするようなものではありません。さらに、今回の平和安全法制整備では、自衛隊の海外における活動の参加に当たっては、自衛隊員の安全の確保に必要な措置を定めることとなっています。

問 2 1 自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、血を流すリスクがこれまで以上に高まるのではないですか？「海外では武力行使しない」これまでの考え方から、場合によっては海外で武力行使をすることになるのでは？

答 2 1 自衛隊員の任務は、我が国の有事におけるものだけでなく、PKO活動などを含め、リスクを伴わない任務はありません。これまでも、任務を安全かつ効果的に遂行するために、日々厳しい訓練を行うとともに、様々な形で可能な限りリスクを軽減しようとしてきたところです。この考え方は、平和安全法制においても全く変わりません。また、我が国が武力を行使できるのは、「新三要件」という厳しい要件を満たした時だけです。

問 2 2 自衛隊は世界中のどこにでも行って戦うようになるのではないですか？

答 2 2 「新三要件」は憲法上の明確な歯止めであり、我が国がとり得る「武力の行使」は、自衛のためにやむを得ない必要最小限度のものだけです。

また、PKO活動や協力支援活動など、その他に自衛隊が海外で行う活動は「武力の行使」ではありません。従って、他国に「武力の行使」の目的で兵を送らないという「海外派兵は一般に許されない」という従来からの原則は全く変わりません。

問 2 3 そもそも個別的自衛権や既存の法制度の下で対応が可能なのではないですか？

答 2 3 我が国に対する武力攻撃がなければ、個別的自衛権で対応することはできません。また、既存の法制度で対応できる場合があるとしても、それは限定的なものです。

そのような場合に、本来は集団的自衛権で対応すべきところを、我が国の独自の考えで個別的自衛権や既存の法制度を拡張して対応すれば、国際法違反になりかねません。

問 2 4 「新三要件」が曖昧で、武力行使に「歯止め」が利かないのではないですか？政府の判断次第で、武力の行使が無制約に行われるのではないですか？

答 2 4 「新三要件」はこれまでの政府見解に基づく基本的な論理の下で導き出されたものであり、憲法上の明確な「歯止め」となっています。我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」をはじめとする「新三要件」に該当するか否かは、全ての情報を総合して客観的、合理的に判断されるものであり、政府が恣意的に判断できるものではありません。

問 2 5 集団的自衛権の行使ができることにより、軍拡につながるのではないのでしょうか？

答 2 5 我が国の平和と安全を守るためには、法制面に限らず必要な体制を整備することは重要ですが、我が国の防衛力の整備は、防衛大綱や中期防衛力整備計画に基づいて進めていくこととしており、その枠をはみ出して無制限な軍拡につながっていくようなことはありません。

【個別法制関連（武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処）】

問 2 6 武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処は、今回の平和安全法制にあわせて何か変わるのですか？

答 2 6 警察、海上保安庁など政府の関係機関の能力向上に加え、情報集約・共有、共同訓練の推進などの連携強化を図ります。また、強化策の一環として、今回の平和安全法制の閣議決定にあわせ、我が国の領海内を国際法のルールに従わないで航行（無害通航でない航行）をする外国軍艦、武装集団による離島等への不法上陸、我が国の民間船舶への侵害への対処に関し、警察機関が対応できない場合に、自衛隊が迅速に出動するための手続について閣議決定しました。

これらにより、我が国の主権を守り、国民の安全を確保する観点から、いかなる不法行為にも切れ目のない対応が可能となります。

【個別法制関連（武器等防護）】

問27 今回の法整備で、新たに自衛隊が米軍等を守れるようにするのは、なぜですか？

答27 平素から自衛隊と米軍等が連携して切れ目のない対応をすることは、我が国の安全の確保にとっても重要です。これまでも情報収集・警戒監視活動等を日米共同で行うことはありましたが、その際にお互いを守り合うようなことはできませんでした。今回の法整備で、我が国の防衛のために自衛隊と活動したり、共同訓練を行っている米軍等に武力攻撃に至らない侵害が発生した場合には、自衛隊と米軍等がお互いを守り合えるようになります。

これは、武器等を防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

【個別法制関連（重要影響事態安全確保法（改正周辺事態法））】

問28 今回の法整備で、「周辺事態」をなくしてしまうのはなぜですか？

答28 周辺事態法は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対応して活動する米軍への支援を定めるものであり、我が国の平和と安全にとって大切な法律です。ただし、これまでの周辺事態法では、支援対象は米国だけであり、その範囲も基本的に我が国周辺に限られていました。

グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロの脅威といった安全保障環境の変化を踏まえれば、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が発生する地域をあらかじめ特定することは、困難であると考えています。

周辺事態（※）は、元来、事態の性質に着目した概念であって地理的な概念ではありませんが、それをより明確にするため、改正法では対象とする事態を「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）」とし、「我が国周辺の地域における」や「周辺事態」といった文言を用いないこととします。また、我が国の平和と安全のために活動している国は米国に限られないことから、米軍以外の他国軍への支援も可能とします。

我が国の平和と安全に資する活動を行う米軍をはじめとする他国軍を支援する、いわゆる後方支援は、我が国自身が「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

※現行の周辺事態法には、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）」と規定されている。

問29 今後は、各種活動において弾薬の提供もできるようになるのですか？

答29 今まではニーズがなかったため、弾薬の提供は考えていませんでしたが、一昨年には南スーダンのPKO活動において、国連を通じた韓国軍部隊への弾薬の提供を行ったということがありました。今後は、様々な場面におけるこういったニーズにも対応できるよう、幅広い支援を可能としていきます。

問30 弾薬の提供は「武力の行使との一体化」にあたるのではないですか？

答30 弾薬の提供そのものは、「武力の行使」ではありません。また、弾薬の提供を含む我が国の支援活動は、前線から距離が離れたところで実施する、いわゆる後方支援であり、戦闘行為を行っている現場では実施しないことから、「武力の行使と一体化」することはありません。

【個別法制関連（国際平和支援法＝新法）】

問31 新法（国際平和支援法）が必要とのことですが、なぜですか？何ができるようになるのですか？

答31 国際社会の平和と安全が脅かされ、国際社会が国連決議に基づいて一致団結して対応す

る時、我が国はその事態にどのように向き合うのか真剣に考えなければなりません。資金提供や物資協力等を含めて様々な貢献の方法がありますが、国際社会と共に汗を流すということも必要と考えられてきました。我が国は憲法第9条を遵守する観点から、他国と同じように「武力の行使」をすることができません。

しかし、我が国としても国際社会の一員としての責任を、憲法の範囲内で積極的に果たすことが重要です。国際社会が国連決議の下、一致団結して、紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結させるために努力している時に、我が国が協力し、国際社会の平和と安全を確保することは、引いては我が国の平和と安全にもつながるものです。これは、湾岸戦争後、四半世紀にわたって、政府が様々な経験を積んで検討を重ねた結論です。

今回、新法に基づいて、国連決議のある場合には、自衛隊は国際社会の平和と安全のために活動する各国の軍隊に対して支援を行うことができるようになります。

対応が必要になって初めて法律を作るよりも、あらかじめ決めておく方が、平素から情報収集や訓練等の準備を行うことが可能となり、自衛隊を速やかに派遣して国際社会の一員として貢献することができると思っています。

これらの活動は、国際社会と共に平和のために汗を流すものです。我が国として「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

【個別法制関連（船舶検査法）】

問32 今回の法整備で船舶検査活動を改正するのは、なぜですか？

答32 船舶検査活動とは、経済制裁を受けている国などに出入りする船の積み荷の中に輸出入が禁じられているものがないかを調べたりすることです。これは、国際社会による紛争の未然防止、拡大防止、早期終結のための努力の一環です。

これまででは、我が国の平和と安全に関わる状況でしか船舶検査活動ができませんでしたが、近年、国際社会の平和と安全への脅威に対応するために、国際社会が一致団結して様々な船舶検査活動を行うようになってきています。このような活動において、我が国として国際社会の一員としての責任を積極的に果たすため、新たに国際社会の平和と安全のための船舶検査活動を行えるようになります。

【個別法制関連（国際平和協力法（PKO法））】

問33 今回の法整備で、国際平和協力法（PKO法）を改正するのは、なぜですか？

答33 PKO活動は、紛争や内戦で疲弊した国の人々が新しく国づくりを行う時の手助けをする活動です。自衛隊はカンボジアでのPKO参加以来20年以上にわたり、多くのPKOに参加し、国際社会から高く評価されてきました。国民の約9割の方が支持しています。

PKOは近年、任務が多様化し、国の行政・司法・立法システムの再建や紛争後の混乱から住民を保護するなどの警察的な活動などを行うようになってきています。国際社会は日本のより積極的なPKOへの協力を期待しており、今回の法整備ではこのような活動にも参加できるように、内容を拡充することとしています。

なお、これらの活動は、国際社会と共に平和のために汗を流すものです。我が国として「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

問34 これまでも我が国はPKOに参加してきましたが、今回のPKO法の改正で、国連が統括しない国際的な平和協力活動を追加するのは、なぜですか？

答34 近年では国連機関や地域機関の要請等によって行われる国際的な平和協力活動も増えてきています。これらは国連が統括しない活動ではありますが、紛争を防ぎ、助けを必要としている人に手を差し伸べるということでは同じです。今回の法整備では、国連PKOと同じ基準（参加5原則）で我が国が参加できるようにすることが、日本が国際社会の一員としての責任を積極

的に果たすことにつながると考えました。

問35 国連が統括しない国際的な平和協力活動とはどのようなものですか？

答35 例えば、インドネシア政府と武装組織「独立アチェ運動」との間の武力紛争の後、2005年に欧州連合の要請に基づいて16カ国が参加したアチェ監視ミッションが行われました。このミッションでは、武装勢力の武装解除の監視や人権状況の監視などが行われました。

また、ソロモン諸島では2001年に、国連等の支援の下に総選挙が行われ、新政権が設立されましたが、その後も犯罪の多発、警察の腐敗が続き、ソロモン諸島政府は法秩序を回復できませんでした。この事態に2003年、同国政府は豪州等に対して支援を要請し、豪州等を中心として15カ国・地域が参加するソロモン地域支援ミッションが行われました。このミッションでは、住民の安全確保支援や生活物資の補給、政府機関の育成などが行われました。

問36 PKOにおいて、なぜ駆け付け警護を認める必要があるのですか？

答36 駆け付け警護は、PKO活動に共に携わっている人々などが助けを求めた時などに、これまでではできませんでしたが、近くにいる自衛隊がこれに応じることができるようにするものです。PKO活動は、政府関係者、NGO関係者など様々な人たちが協力して行うものです。武器を持たずに活動しているこれらの人たちが危機に瀕している時、各国のPKO部隊が助けることは、PKO活動を共に実施していく上で必要なことです。

なお、この駆け付け警護は「武力の行使」ではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

問37 今回のPKO法の改正で新たに認められる任務遂行型の武器使用とは、どんなものですか？

答37 任務遂行型の武器使用は、自衛隊がPKO活動において、安全確保のための活動、いわば「警察官」としての活動を行っている時に、必要な最小限度の武器の使用を認めるものです。

その目的は、国造りの途中でまだ犯罪などが多く発生する状況におかれた一般市民の人たちを、暴力から守るためのものです。この武器の使用は「武力の行使」ではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

問38 安全確保のための活動において、武器使用を拡大すれば地元住民と敵対関係になり、自衛隊が攻撃目標になるのではないですか？

答38 安全確保のための活動は「5原則」が満たされる場合に実施できるものですので、「5原則」にある「中立性」が担保されているため、どこかの勢力に偏った活動は行われません。その上で、我が国が安全確保活動において行う武器使用は、あくまでも切迫する暴力から住民を保護することを目的として必要最小限度の範囲で行われるものであり、正当防衛・緊急避難以外の状況では、人に危害を与えることもできません。このため、自衛隊が地元住民等と敵対関係になり、攻撃目標になるようなことはありません。

【個別法制関連（事態対処法制）】

問39 「新三要件」とは何ですか？

答39 「新三要件」とは、我が国が憲法第9条の下で自衛のための「武力の行使」ができる要件であり、

- ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

を言います。

この「新三要件」を満たす場合には、我が国に対する直接の武力攻撃が発生していない場合であっても、我が国を防衛するための自衛の措置として「武力の行使」が行えることとなります。この際、従来の自衛の措置を行う場合と同様に、原則として事前の国会承認を得ることとしています。

※国際法上、集団的自衛権を行使する場合には、武力攻撃を受けた国の「要請又は同意」が必要になります。我が国もこういった国際法上の対応に従っていくのは当然のことです。

問４０ 「存立危機事態」とは何ですか？どのように「存立危機事態」と判断するのですか？

答４０ 「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」です。これは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況を言います。

「存立危機事態」は、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

【個別法制関連（在外邦人の保護措置）】

問４１ 海外にいる日本人の警護や救出のために自衛隊を派遣することになるのですか？

答４１ グローバル化した現在、多くの日本人が海外で活躍しており、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性が増えてきました。海外にいる日本人を守ることも政府の重要な使命です。今回の法整備では、海外での緊急事態に際して、その日本人がいる国の同意を得た上で、今までの輸送のみならず、自衛隊を警護や救出を目的として派遣できるようになります。なお、この場合の武器の使用は「武力の行使」ではありません。

【その他】

問４２ 一部の世論調査では、反対意見も多く見られます。なぜ、政府は、多くの人が反対する法案を成立させようとするのですか？

答４２ 国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。安全保障環境が激変する中で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする平和安全法制が不可欠です。その際、国民の皆様の御理解が重要だということは当然です。より一層の御理解が得られるよう丁寧に説明を行いつつ、法案の今通常国会における成立を図っていきます。

問４３ 一部の世論調査では、賛成の中にも「じっくり審議すべき」とする意見がありますが、政府は、なぜ国会を延長し、この夏に成立を図ると終期を切るのですか？国会軽視であり、民主主義に反するのではないのですか？

答４３ 与党である自民党は、平成２４年の総選挙以来、安全保障法制の整備を公約に明確に掲げ、選挙を通じて国民の審判を受けてきました。特に、昨年末の総選挙では、昨年７月１日の閣議決定に基づき、法案の整備を速やかに図ることを明確に公約に掲げました。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民の皆様にお約束したことについて、選挙後の国会で速やかに実現を図ることは当然のことです。

脅威が世界のどの地域においても発生し、我が国に直接的な影響を及ぼし得る状況になっています。安全保障環境が激変する中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、可能な限り速やかに、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行う必要があります。

以上